

別表（第２条関係）

サービス種別	区分	対象施設
介護保険サービス事業所等	入所系	介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設 介護老人保健施設 認知症対応型共同生活介護事業所 介護予防認知症対応型共同生活介護事業所 小規模多機能型居宅介護事業所 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 短期入所生活介護事業所 介護予防短期入所生活介護事業所 短期入所療養介護事業所（介護保険法第７１条第１項の規定により同法第４１条第１項本文の指定があったものとみなされた保険医療機関（以下「みなし保険医療機関」という。）を除く。） 介護予防短期入所療養介護事業所（介護保険法第１１５条の１１において読み替えて準用する同法第７１条第１項の規定により同法第５３条第１項本文の指定があったものとみなされた保険医療機関（以下「準用みなし保険医療機関」という。）を除く。） 特定施設入居者生活介護事業所 介護予防特定施設入居者生活介護事業所
	通所系	通所介護事業所 通所リハビリテーション事業所（みなし保険医療機関を除く。） 介護予防通所リハビリテーション事業所（準用みなし保険医療機関を除く。） 地域密着型通所介護事業所 認知症対応型通所介護事業所 介護予防認知症対応型通所介護事業所 通所型サービス事業所
	訪問系等	訪問介護事業所 訪問リハビリテーション事業所（みなし保険医療機関を除く。） 介護予防訪問リハビリテーション事業所（準用みなし保険医療機関を除く。） 訪問看護事業所（みなし保険医療機関を除く。） 介護予防訪問看護事業所（準用みなし保険医療機関を除く。）

		定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 居宅介護支援事業所 介護予防支援事業所 訪問型サービス事業所 介護予防ケアマネジメント事業所 福祉用具貸与事業所 介護予防福祉用具貸与事業所 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売
障害福祉サービス事業所・障害児通所支援事業所等	入所系	共同生活援助事業所 短期入所事業所
	通所系	児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所 生活介護事業所 自立訓練（生活訓練）事業所 就労移行支援事業所 就労継続支援（B型）事業所 地域活動支援センター 社会的雇用事業所
	訪問系等	居宅訪問型児童発達支援事業所 保育所等訪問支援事業所 居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所 行動援護事業所 就労定着支援事業所 相談支援（地域移行・地域定着・計画相談・障害児相談）事業所

※社会的雇用事業所における支援金の対象定員数は、基準日時点における一般財団法人箕面市障害者事業団による障害者雇用助成事業補助金の算定の基礎となる対象障害者数とする。